

# ご存じですか？ 成年後見制度

さいたま家庭裁判所後見センター（D棟2階）  
 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-16-45  
 【お問い合わせ先】 048-863-8816

さいたま家裁  
後見サイト



認知症の妻に代わって定期預金を解約しようとしたら、  
銀行の窓口で「後見人をつけてください」と言われてしまった。

両親が特別養護老人ホームに入居して実家は空き家。  
もう戻ることはないのに売却できない。



父の遺産を母が相続することになったけど、  
母は認知症で署名ができない。

離れて暮らす高齢の両親が詐欺に遭わないか心配…。



**そんなときに有効な解決手段です！**

認知症や知的障害などの理由で判断能力が十分ではない方について、権利を守る援助者（後見人等）を選び、法的に支援する制度、それが**成年後見制度**です。

財産管理

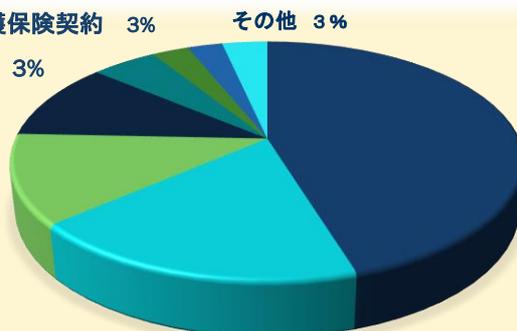


身上保護



申立ての動機

- 身上保護 18%
- 不動産の処分 12%
- 相続手続 11%
- 保険金受取 5%
- 訴訟手続等 3%
- 介護保険契約 3%



預貯金等の管理・  
解約 45%

（平成31年1月～令和元年12月統計さいたま家裁）

～よくある質問にお答えします～

# 成年後見制度 Q & A

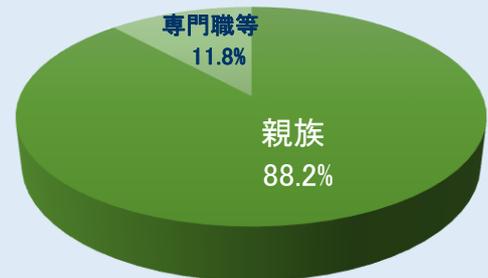


## Q 後見人等には誰でもなれますか？

※ 後見人、保佐人、補助人のことを「後見人等」といいます。

A 後見人等候補者にはどなたを挙げていただいても構いません。ただし、家庭裁判所は総合的な判断により、最も適任と思われる方を選任します。例えば、親族間対立や専門性の高い法律的な課題がある場合又は本人に一定額以上の財産(目安は現預貯金合計 1200 万円)がある場合は、少なくとも一時的に専門職後見人が選任されることがありますので、必ず候補者が選任されるとは限りません。

## 親族が候補者になった事件で 親族が後見人に選任された割合



(令和2年2月～7月統計さいたま家裁本庁)

## Q 離れて暮らす親の認知症状が進み心配ですが、近くに頼れる親族がいません。どうすればよいでしょうか？



A 後見人等候補者として挙げられる親族がいない場合、誰を後見人等にするかを家庭裁判所に一任して申し立てることができます。その場合は専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士等)が選任されることとなります。

## Q 後見人等への報酬は、誰が、いくら支払えばよいのでしょうか？

A 後見人等が行った職務の内容に応じて、家庭裁判所が決定した報酬額を、本人の財産から支払うこととなります。現在の報酬額の目安は月2万円程度です。詳しくは、さいたま家庭裁判所後見サイト「成年後見人等の報酬額の目安」をご覧ください。

<https://www.courts.go.jp/saitama/vc-files/saitama/file/261202.pdf>

## Q 申立てをした後で、後見制度の利用をやめなくなったらどうすればよいでしょうか？



A 申立ての取下げには家庭裁判所の許可が必要です。後見等開始後は、本人の判断能力が回復するか、本人が亡くなるまで制度の利用を止めることはできませんので、申立てをする前によく検討してください。

## Q 申立てをする前に、家庭裁判所は相談にのってくれますか？



A 裁判所は、申立てや手続のご案内をすることはできますが、後見制度を利用するかどうかの相談については、弁護士等の専門職又は各市町村の窓口にお尋ねください。各市町村では、後見制度利用促進の観点から、制度利用の相談機能を持つ権利擁護支援の中核となる機関(中核機関・権利擁護センター)の設置が進んでいます。

～申立てをしようと思ったら～

# 手続の流れ

さいたま家庭裁判所後見サイト【申立て】

<https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/tetuzuki/kouken/seinenkouken-hosa-hojo.html>



## STEP 1

申立書式を入手する

入手方法は3つあります。

- ① 後見センター又は最寄りの家庭裁判所の窓口で受け取る。
- ② さいたま家庭裁判所後見サイトからダウンロードする。
- ③ 家庭裁判所から自宅に郵送してもらう(別途郵券が必要)。

→ 詳しくは申立てをする裁判所にお問い合わせください。

<https://www.courts.go.jp/saitama/vc-files/saitama/file/2604C01.pdf>

## STEP 2

診断書, 本人情報シートを準備する

診断書は医師に, 本人情報シートは福祉関係者に記入してもらいます。

## STEP 3

申立ての類型を判断する

本人の判断能力の程度に応じて, 申立ての類型が, 補助, 保佐, 後見に分類されます(診断書を参考にしてください)。

類型	補助	保佐	後見
対象となる方 (本人)	判断能力が 不十分な方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが 通常の状態の方

## STEP 4

必要書類を集めて  
書式を作成, 提出する

原則として, 本人の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをしてください。管轄となる裁判所は, 「申立てをする裁判所一覧」で確認できます。

<https://www.courts.go.jp/saitama/vc-files/saitama/file/2604C01.pdf>

面接または調査

事案によっては精神鑑定を行う場合もあります。

審 判

審判後, 二週間の不服申立期間が経過すると, 審判が確定し, 後見人等の仕事が始まります。

定 期 報 告

初回報告の後, 年1回の定期報告を行います。  
報告時期は本人の誕生月の翌月20日です。

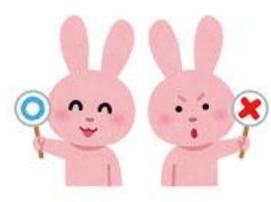
後見等事務の終了

本人の判断能力が回復した場合又は本人が死亡した場合, 後見等事務は終了し, 本人財産は後見人等から本人又は相続人に引き継がれます。

～あなたも挑戦してみませんか？～

# 後見制度〇×クイズ 【申立て編】

- 問1 本人の診断書がなくても申立てはできる？ 〇 ×
- 問2 申立てから後見人等が決まるまで最短でも半年かかる？ 〇 ×
- 問3 本人は東京在住でも申立人が埼玉県在住ならさいたま家裁に申立てできる？ 〇 ×
- 問4 配偶者の親について申立人となることはできる？ 〇 ×
- 問5 申立人は申立費用を全額負担しなければならない？ 〇 ×
- 問6 本人は要介護度5なので申立類型は後見でよい？ 〇 ×
- 問7 保佐開始の申立てをするときは必ず本人の同意が必要？ 〇 ×
- 問8 補助開始の申立てをするときは代理権または同意権付与の申立ても必要？ 〇 ×
- 問9 本人の親族が反対している場合は申立てできない？ 〇 ×
- 問10 認知症の本人自身が申立てをすることはできる？ 〇 ×



**「成年後見制度」**とかけまして  
**「ソーシャルディスタンス」**  
 と解きます。  
 その心は・・・？



〇×クイズと謎かけの答えは最後のページにあります。

～もっと詳しく知りたくなったら～

# さいたま家裁後見サイトへ



さいたま家庭裁判所後見サイト

<https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/tetuzuki/kouken/index.html>

## 動画配信サイトはこちら

### ① 「わかりやすい成年後見制度の手続」(17分)

[https://www.courts.go.jp/links/video/seinen\\_kouken\\_video/index.html](https://www.courts.go.jp/links/video/seinen_kouken_video/index.html)

成年後見制度の説明を中心に、ご利用にあたっての留意事項や手続の流れなどをコンパクトにまとめた動画です。

### ② 「ご存知ですか？後見人の事務(ドラマ+解説)」(55分)

[https://www.courts.go.jp/links/video/koukennin\\_no\\_jimu/index.html](https://www.courts.go.jp/links/video/koukennin_no_jimu/index.html)

後見人の仕事と責任について分かりやすく説明した動画です。

## ○×クイズの答えはこちらです

問	答え	解説
問1	○	本人が受診を嫌がるなどの理由により、どうしても診断書が取得できない場合、申立事情説明書に理由を記載した上で申立てをすることはできます。ただし、本人の判断能力の程度を調べるために精神鑑定を行う必要があるため、鑑定費用を申立人に予納していただくことになります。
問2	×	事件の進行具合は事案により異なります。一般的には2か月程度ですが、早い場合は1か月程度で審判が出ることもあります。
問3	×	原則として本人の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所に申立ていただいています。
問4	○	申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長等に限られています。3親等内の姻族は「4親等内の親族」にあたりますので、配偶者の親について申立人となることは可能です。
問5	×	申立人が経済的理由等により申立費用を負担することができない場合、本人に費用を負担させることを求めることができます。ただし本人負担とできる費用は、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用に限られており、弁護士費用や診断書作成料等は含まれません。
問6	×	申立ての類型は介護サービスの必要度ではなく判断能力の程度により決まります。要介護度が高くても後見類型に該当するとは限りません。
問7	×	保佐開始の申立て前に本人の同意を得る必要はありませんが、申立後、調査段階で本人の意思を確認することになります。本人が同意しない場合、保佐自体を開始し保佐人を選任することは可能です。ただし、同時に代理権付与の申立てがされていた場合、保佐人に代理権を付与することはできません。
問8	○	補助開始の申立ては代理権付与の申立てまたは同意権付与の申立てと同時でなければ行うことができません。
問9	×	申立てにあたり親族の意見書を提出する必要がありますが、反対している場合でも、その意見書を添付した上で申立てをすることが可能です。
問10	○	判断能力の衰えた本人であっても、自身で後見等の申立てをすることは、法律上は可能です。

謎かけの答え:「どちらも大切な人を守ります」